

# 那覇市建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する取扱要綱

平成 29 年 10 月 2 日制定

令和 7 年 3 月 31 日最終改正

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき、那覇市長（以下「市長」という。）が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の定めるところによる。

## (軽微な変更に関する証明書等の交付)

第 3 条 施行規則第 13 条に定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（第 1 号様式）の正本及び副本に、それぞれ施行規則第 3 条第 1 項に定める図書のうち当該計画の変更に係るもの及び当該計画の変更に係る直前の適合性判定に要した書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る変更の内容が施行規則第 5 条の軽微な変更該当していると認めるときは、軽微変更該当証明書（第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の申請に係る変更の内容が施行規則第 5 条の軽微な変更該当しないと認めるときは、軽微な変更該当しない旨の通知書（第 3 号様式）を申請者に交付するものとする。

## (取下げ届)

第 4 条 法第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに法第 12 条第 2 項及び第 3 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の申請をした者が当該申請を取り下げの場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項の規定による申請をした者が当該申請を取り下げの場合は、軽微変更該当証明申請取下げ届（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

## (報告の徴収)

第 5 条 市長は、法第 15 条第 1 項の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

2 建築主等は、前項により市長から報告を求められた場合、建築物等状況報告書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

## (その他)

第 6 条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

## 付 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

## 付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。